

従業者の「資格者証」、「児童指導員任用資格を証する資料」、
「実務経験証明書」等(以下「資格者証等」という。)の提出について

資格者証等は、加算区分の変更がある場合など、市に届出が必要となる時に添付していただきますので、加算区分等に変更がない場合や資格者証等のみでの届出は不要です。

▷詳しくは、以下をご確認ください。

① 資格者証等の提出が**不要の場合**

従業員の追加雇用や配置替等の場合で、給付費の「加算区分」に変更が生じない場合は、その従業員に係る「資格者証」、「児童指導員任用資格を証する資料」、「実務経験証明書」等(以下「資格者証等」という)のみでの届出は不要です。

ただし、管理者及び児童発達支援管理責任者が変更となる場合を除きます。

資格者証等の提出が不要の場合の例

- ・非常勤職員等を追加配置したが、加算区分に変更がない場合
- ・児童指導員加配加算(5年専従の区分)の5年専従職員Aが退職し、同じ要件を満たす職員B(5年の実務経験有)が専従で配置され、引き続き児童指導員加配加算(5年専従)を満たし、加算区分に変更がない場合
- ・基準人員(保育士または児童指導員)である保育士Aが離職し、その代替職員として、新たに保育士Bが雇用された場合、引き続き基準人員を満たしており加算区分に変更がない場合

留意していただきたい点

※上記のような場合において、新しく配置した従業員の資格者証等の届出が不要の場合であっても、事業所において、その従業員の資格者証等の控えは整備しておいてください(基準省令第54条第1項)。

※人員基準や加算区分の要件を、引き続き満たしていることを、各事業所において、基準省令や報酬告示等で確実に確認をしてください。要件等に不明な点があ

る場合は、あらかじめ子ども福祉課に確認をしてください。
(基準や加算等の要件を満たしていない場合は、給付費の過誤調整が必要となる場合がありますので、ご注意ください。)

※特に、基準人員となる児童指導員又は保育士が支援の提供時間帯を通じて障害児の数の区分に応じて必要となる員数が常に確保、配置されているようにしてください。



② 資格者証等の提出が**必要な場合**

「変更届」もしくは「障害児(通所・入所・相談支援)給付費算定に係る体制等に関する届出書」を提出する場合は、その要件を確認するために必要となる資格者証等(基準人員も含めて、申請する加算等の要件に係るものすべて)を、必ず添付していただきますようお願いいたします。

過去に市へ提出したものであっても、「提出した、してない」等のトラブル防止及び適正な事実確認のため、必ず添付をお願いいたします。

児童指導員の任用資格を証する書類の提出ポイント

複数の要件を満たしている方の場合、その任用資格が分かる資格者証等のいずれか一つの添付で可能です。

ただし、児童指導員任用資格以外の要件も確認する必要がある届出の場合(例えば、実務経験の期間等も加算要件の確認で必要となる場合など)は、その要件を確認できる資格者証等も合わせて添付する必要があります。

※児童指導員の要件については「指定障害児通所支援事業者指定申請の手引き」をご確認ください。要件に該当するかどうか判断に迷われる場合は、子ども福祉課に確認をしてください。

お問い合わせ等についてのお願い

指定基準や報酬等に関しましては、質問内容を明確化するため、できるだけウェルネットなごやに掲載している「質問票」により、FAX又はメールでお問合せいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

▷質問票(障害児)

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/provider/tsusyo/index.html>

【担当】子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課子ども発達支援担当

電話番号:972-3187 ・ ファックス番号:972-4440

(受付時間:祝日除く平日 8:45~17:30※12:00~13:00

を除く)

電子メールアドレス

a2520-02@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp



〈参 考〉

障害児通所支援	
基準省令	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24 年2月3日厚生労働省令第 15 号) ※令和6年11月29日内閣府令第109号改正現在
解釈通知	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 12 号) ※令和7年6月13日こ支障第263号改正現在
報酬告示	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 122 号) ※令和7年3月31日こども家庭庁告示第2号改正現在
留意事項通知	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号)※令和7年6月13日こ支障第263号改正現在

※ハンドブック等で各種要件等をご確認される場合は、最新のものでご確認をお願いいたします。